

令和 8 年 3 月  
愛 莊 町 議 会 定 例 会

議 案 書

令和 8 年 3 月 9 日



## 令和 8 年 3 月 愛 荘 町 議 会 定 例 会 議 事 日 程

令和 8 年 3 月 9 日 午 時 分 開 会  
 令和 8 年 3 月 9 日 午 時 分 開 議

開会の宣告

開議の宣告

議事日程の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名

番 君	番 君

日程第 2 会期の決定

会 期 自 令和 8 年 3 月 9 日  
 至 令和 8 年 月 日 ( 日間)

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 町長提案趣旨説明

日程第 5 承認第 1 号 令和 7 年度愛荘町一般会計補正予算 (第 9 号) の専決処分につき承認を求めることについて

日程第 6 同意第 2 号 愛荘町監査委員の選任につき同意を求めることについて

日程第 7 同意第 3 号 愛荘町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第 8 議案第 1 号 愛荘町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日程第 9 議案第 2 号 愛荘町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第 10 議案第 3 号 愛荘町職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例

日程第 11 議案第 4 号 愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日程第 12 議案第 5 号 愛荘町消防団条例の一部を改正する条例

日程第 13 議案第 6 号 愛荘町住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例

日程第 14 議案第 7 号 愛荘町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

日程第 15 議案第 8 号 令和 7 年度愛荘町一般会計補正予算 (第 10 号)

日程第 16 議案第 9 号 令和 7 年度愛荘町土地取得造成事業特別会計補正予算 (第 1 号)

日程第 17 議案第 10 号 令和 7 年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 4 号)

日程第 18 議案第 11 号 令和 7 年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第 3 号)

日程第 19 議案第 12 号 令和 7 年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算 (第 4 号)

日程第 20 議案第 13 号 令和 7 年度愛荘町下水道事業会計補正予算 (第 3 号)

日程第 21 議案第 14 号 令和 8 年度愛荘町一般会計予算

- 日程第 2 2 議案第 1 5 号 令和 8 年度愛莊町土地取得造成事業特別会計予算  
日程第 2 3 議案第 1 6 号 令和 8 年度愛莊町国民健康保険事業特別会計予算  
日程第 2 4 議案第 1 7 号 令和 8 年度愛莊町後期高齢者医療事業特別会計予算  
日程第 2 5 議案第 1 8 号 令和 8 年度愛莊町介護保険事業特別会計予算  
日程第 2 6 議案第 1 9 号 令和 8 年度愛莊町下水道事業会計予算  
日程第 2 7 一般質問

(令和 8 年 月 日 午 時 分 閉会)

承認第1号

令和7年度愛荘町一般会計補正予算（第9号）の専決処分につき承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のように専決処分したから、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和8年3月9日

愛荘町長 有村 国知

---

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のように専決処分する。

令和8年1月19日

愛荘町長 有村 国知

令和7年度愛荘町一般会計補正予算（第9号）

同意第2号

愛荘町監査委員の選任につき同意を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和8年3月9日

愛荘町長 有村 国知

---

愛荘町監査委員の選任につき同意を求めることについて

愛荘町監査委員に次の者を選任することについて、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 滋賀県愛知郡愛荘町栗田465番地

おかべ とくはる

氏 名 岡部 得晴

生年月日 昭和35年(1960年)5月2日

同意第3号

愛荘町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて  
上記の議案を提出する。

令和8年3月9日

愛荘町長 有村 国知

---

愛荘町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて  
愛荘町公平委員会委員に次の者を選任することについて、地方公務員法第9条の2第2項の規定  
により議会の同意を求める。

記

住 所 滋賀県愛知郡愛荘町蚊野1464番地  
きたむら たいちろう  
氏 名 北村 太一郎  
生年月日 昭和23年(1948年)3月1日

議案第 1 号

愛荘町特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 3 月 9 日

愛荘町長 有村 国知

愛荘町特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

愛荘町特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例（平成 18 年愛荘町条例第 4 4 号）の一部を次のように改正する。

別表中「

学校医	医師	年額 45,000
	歯科医	年額 45,000
幼稚園医	医師	年額 45,000
	歯科医	年額 45,000
保育園医	医師	年額 45,000
	歯科医	年額 45,000
学校薬剤師		年額 45,000
幼稚園薬剤師		年額 45,000

」を「

学校医	医師	年額 80,000
	歯科医	年額 80,000
幼稚園医	医師	年額 80,000
	歯科医	年額 80,000
保育園医	医師	年額 80,000
	歯科医	年額 80,000
学校薬剤師		年額 70,000
幼稚園薬剤師		年額 70,000

」に改める。

別表備考中「1 監査委員の識見（有資格者）とは、公認会計士または税理士の資格を

有するものをいう。」を削り、「2」を「1」に改める。

付 則

この条例は令和8年4月1日から施行し、改正後の別表備考の規定は令和7年4月1日から適用する。

## 議案第 2 号

愛荘町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和 8 年 3 月 9 日

愛荘町長 有村 国知

---

### 愛荘町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

愛荘町職員の給与に関する条例（平成 1 8 年愛荘町条例第 5 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「初任給調整手当」の次に「（第 1 種初任給調整手当および第 2 種初任給調整手当をいう。第 1 0 条第 2 号および第 2 6 条において同じ。）」を加える。

第 1 2 条中「初任給調整手当」を「第 1 種初任給調整手当」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

第 1 2 条の 2 新たに採用された職員であって、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち第 5 条第 2 項の規定により当該職員の属する職務の級ならびに第 6 条第 1 項、第 2 項、第 4 項および第 5 項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額（定年前再任用短時間勤務職員その他の規則で定める職員にあつては、規則で定める額）ならびにこれに第 1 4 条の 2 の規定による地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額（その額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に 1 2 を乗じ、その額を勤務時間条例第 2 条第 1 項に規定する勤務時間に 5 2 を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額（その額に 5 0 銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、5 0 銭以上 1 円未満の端数を生じたときはこれを 1 円に切り上げた額）（次項において「特定額」という。）が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して規則で定める額（次項において「基準額」という。）を下回るものには、採用の日から規則で定める日までの間、第 2 種初任給調整手当を支給する。

2 第 2 種初任給調整手当の月額は、規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。

3 第 1 項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第 2 種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるものには、規則の定めるところにより、前 2 項の規定に準じて、第 2 種初任給調整手当を支給する。

4 前 3 項に規定するもののほか、第 2 種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、規

則で定める。

第15条第2項第1号中「第4項」を「第5項」に改め、同項第2号中「次に掲げる職員の区分に応じ、」を削り、「それぞれ次に」を「66,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて規則で」に改め、「定年前再任用短時間勤務職員のうち、」を削り、同号アからスまでを削り、同条第3項中「次項」を「第5項」に改め、同条第8項を同条第9項とし、同条第7項中「自動車等」の次に「および駐車場等」を加え、同項を同条第8項とし、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項中「月」の次に「(当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合にあっては、その翌月)」を加え、同項を同条第6項とし、同条第4項中「および」を「、」に、「)の」を「)および前項第1号に定める額の」に、「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 第1項第2号または第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設(その所在地および利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号および第8項において「駐車場等」という。)を利用し、その料金を負担することを常例とするもの(規則で定める職員を除く。)の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前2項の規定による額

第21条第1項中「6,600円」を「7,050円」に改め、同項ただし書中「22,000円」を「23,500円」に改める。

第31条第1項中「給料」の次に「、第2種初任給調整手当」を加える。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(規則への委任)

2 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(愛荘町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

3 愛荘町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和7年愛荘町条例第9号)の一部を次のように改正する。

付則第5項の前の見出しおよび同項中「令和10年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

付則第6項中「令和10年4月1日」を「令和8年4月1日」に改める。

## 議案第 3 号

愛荘町職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和 8 年 3 月 9 日

愛荘町長 有村 国知

---

### 愛荘町職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例

(愛荘町職員の旅費に関する条例の一部改正)

第 1 条 愛荘町職員の旅費に関する条例（平成 1 8 年愛荘町条例第 5 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「日当」を「旅行雑費」に改め、「食卓料」を削り、「扶養親族移転料」を「家族移転料」に改める。

第 3 条の見出し中「および支給」を削り、同条第 2 項を削る。

第 4 条第 2 号中「次の区分に従う」を「公務上必要であれば現にその乗車に要した急行料金による」に改め、同号中アからウまでを削り、同条第 3 号を削り、同条第 4 号中「前号の規定にかかわらず特別」を「公務上」に、「客車を利用した」を「線路による」に改め、「グリーン料金または」を削り、同号を同条第 3 号とする。

第 5 条第 2 項中「運賃」の次に「およびこれに付随する費用」を加える。

第 6 条第 1 項中「3 7 円」を「2 0 円」に改める。

第 9 条の見出し中「日当」を「旅行雑費」に改め、同条第 1 項中「日当は、旅行の日数に応じ、宿泊料は」を「旅行雑費および宿泊料は、」に改め、「食卓料は水路旅行中の」および「定」を削り、同条第 2 項中「宿泊料」を「旅行雑費および宿泊料」に改め、「食卓料は、船賃のほかに別に食費を要する場合または船賃を要しないが食費を要する場合に限り」を削り、同条に次の 1 項を加える。

3 宿泊料の支給額は、第 1 項の規定による額と現に支払った額を比較し、いずれか少ない額とする。

第 1 0 条を次のように改める。

#### 第 1 0 条 削除

第 1 1 条第 1 項および第 2 項を削り、同条第 3 項中「前 2 項の場合」を「在勤地の町内を旅行する場合に」に、「宿泊料」を「旅行雑費および宿泊料」に改め、同項を同条とする。

第12条中「日当」を「旅行雑費」に改める。

第13条第1号中「日当」を「旅行雑費」に、「5日分」を「5夜分」に改め、同条第2号中「扶養親族」を「同一生計の家族」に改める。

第14条の見出しを「(家族移転料)」に改め、同条各号列記以外の部分中「扶養親族移転料」を「家族移転料」に、「扶養親族」を「同一生計の家族」に改め、同条第1号中「扶養親族」を「同一生計の家族」に改め、同号ア中「日当」を「旅行雑費」に改め、「食卓料」を削り、同号ウ中「日当」を「旅行雑費」に改め、「食卓料」を削り、同条第2号中「扶養親族」を「同一生計の家族」に、「扶養親族移転料」を「家族移転料」に改める。

第15条中「扶養親族」を「同一生計の家族」に、「扶養親族移転料」を「家族移転料」に改める。

第18条を次のように改める。

#### 第18条 削除

付則第3項を削る。

別表その1を次のように改める。

##### その1 旅行雑費および宿泊料

区分	旅行雑費(1夜につき)	宿泊料(1夜につき)
甲地	780円	15,600円
乙地	780円	10,800円

備考 宿泊料の欄中「甲地」とは、東京都、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市および神戸市のうち町長が定める地域その他これらに準ずる地域で町長が定めるものをいい、「乙地」とは、その他の地域をいう。固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地に宿泊したものとみなす。

(愛荘町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部改正)

第2条 愛荘町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例(平成18年愛荘町条例第47号)の一部を次のように改正する。

付則第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項から第10項までを1項ずつ繰り上げる。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第3条関係）

鉄道賃および船賃・ 航空賃	車賃（1キロメー トルにつき）	旅行雑費（1夜に つき）	宿泊料（1夜につき）	
			甲地	乙地
現に支払った運賃	円	円	円	円
	20	780	15,600	10,800

甲地、乙地は職員の旅費に関する条例による。

（愛荘町議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部改正）

第3条 愛荘町議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例（平成18年愛荘町条例第43号）の一部を次のように改正する。

第6条中「議員が招集に応じ、もしくは委員会に出席する」を「議長、副議長および議員が職務の」に改め、「または公務のため旅行したとき」を削り、「別表第2に定める額」を「旅費」に改め、同条に次の1項を加える。

2 旅費の種類、支給額および支給方法は、愛荘町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例（平成18年愛荘町条例第47号）の例による。

第7条を削る。

付則第2項を削り、第3項を第2項とする。

別表第2を削る。

（愛荘町会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の一部改正）

第4条 愛荘町会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例（令和元年愛荘町条例第22号）の一部を次のように改正する。

第28条第2項後段を削る。

（愛荘町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部改正）

第5条 愛荘町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例（平成18年愛荘町条例第44号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「一般職の職員の上級職員」を「職員に対する旅費支給」に改める。

第5条中「一般職の」を削る。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の愛荘町職員の旅費に関する条例、愛荘町特別職の職員で常勤のもの給与および旅費に関する条例、愛荘町議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例、愛荘町会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例および愛荘町特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行および同日前に出発し、かつ、同日以後に完了する旅行のうち同日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち同日前の期間に対応する分および同日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

## 議案第4号

愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年3月9日

愛荘町長 有村 国知

---

### 愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

愛荘町国民健康保険税条例（平成18年愛荘町条例第57号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「および」を「、」に改め、「〔介護納付金という。〕」の次に「および子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同項に次の1号を加える。

- (4) 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（滋賀県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第2条第3項中「属する」の次に「国民健康保険の」を加え、同条に次の1項を加える。

- 5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）およびその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額ならびに被保険者均等割額および世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。

第3条第1項中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」を「法」に、「100分の6.56」を「100分の6.72」に改める。

第5条中「27,000円」を「29,000円」に改める。

第5条の2第1号中「第7条の3」の次に「、第9条の7」を加え、「18,000円」を「19,000円」に改め、同条第2号中「9,000円」を「9,500円」に改め、同条第3号中「13,500円」を「14,250円」に改める。

第9条の3の次に次の4条を加える。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)

第9条の4 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.25を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)

第9条の5 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,150円とする。

(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)

第9条の6 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について77円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額)

第9条の7 第2条第5項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 769円
- (2) 特定世帯 384円
- (3) 特定継続世帯 576円

第21条第1項第1号ア中「18,900円」を「20,300円」に改め、同号イ(ア)中「12,600円」を「13,300円」に改め、同号イ(イ)中「6,300円」を「6,650円」に改め、同号イ(ウ)中「9,450円」を「9,975円」に改める。

第21条第1項第2号ア中「13,500円」を「14,500円」に改め、同号イ(ア)中「9,000円」を「9,500円」に改め、同号イ(イ)中「4,500円」を「4,750円」に改め、同号イ(ウ)中「6,750円」を「7,125円」に改める。

第21条第1項第3号ア中「5,400円」を「5,800円」に改め、同号イ(ア)中「3,600円」を「3,800円」に改め、同号イ(イ)中「1,800円」を「1,900円」に改め、同号イ(ウ)中「2,700円」を「2,850円」に改める。

第21条第2項第1号ア中「4,050円」を「4,350円」に改め、同号イ中「6,750円」を「7,250円」に改め、同号ウ中「10,800円」を「11,6

00円」に改め、同号エ中「13,500円」を「14,500円」に改める。

付則第10項、第11項および第13項から第16項までの規定中「第8条」の次に「、第9条の4」を加える。

付則第17項および第18項中「、第8条」の次に「、第9条の4」を加える。

付則第19項および第20項中「第8条」の次に「、第9条の4」を加える。

#### 付 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

##### (適用区分)

- 2 この条例による改正後の愛荘町国民健康保険税条例の規定は、令和8年度分以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 5 号

愛荘町消防団条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 3 月 9 日

愛荘町長 有村 国知

---

愛荘町消防団条例の一部を改正する条例

愛荘町消防団条例（平成 1 8 年愛荘町条例第 1 3 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条第 1 号中「1 8 0, 0 0 0 円」を「1 3 0, 0 0 0 円」に改め、同条第 2 号中「1 4 0, 0 0 0 円」を「8 5, 0 0 0 円」に改め、同条第 3 号中「1 2 0, 0 0 0 円」を「6 0, 0 0 0 円」に改め、同条第 4 号中「1 0 0, 0 0 0 円」を「5 5, 0 0 0 円」に改め、同条第 5 号中「9 0, 0 0 0 円」を「5 0, 0 0 0 円」に改め、同条第 6 号中「8 0, 0 0 0 円」を「4 5, 0 0 0 円」に改め、同条第 7 号中「7 0, 0 0 0 円」を「3 6, 5 0 0 円」に改め、同条第 8 号中「6 0, 0 0 0 円」を「3 6, 5 0 0 円」に改め、同条第 9 号中「5 0, 0 0 0 円」を「3 6, 5 0 0 円」に改める。

第 1 4 条を次のように改める。

団員には、次により費用弁償を支給する。

- (1) 団員が公務のため出張した場合、愛荘町職員の旅費に関する条例（平成 1 8 年愛荘町条例第 5 1 号）を準用した額
- (2) 団員が第 9 条に定める出動の場合、別表に定める額

付則の次に次の別表を加える。

別表（第 1 4 条関係）

区分	費用弁償（1 時間当たり）	上限額（1 日当たり）
水火災招集	1, 0 0 0 円	8, 0 0 0 円
警戒招集	1, 0 0 0 円	8, 0 0 0 円
訓練招集	1, 0 0 0 円	4, 0 0 0 円
その他の招集	1, 0 0 0 円	4, 0 0 0 円

付 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 6 号

愛荘町住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 3 月 9 日

愛荘町長 有村 国知

---

愛荘町住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例

愛荘町住民基本台帳カードの利用に関する条例(平成 2 0 年愛荘町条例第 2 号)は、廃止する。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第7号

愛荘町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年3月9日

愛荘町長 有村 国知

愛荘町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

愛荘町道路占用料徴収条例（平成23年愛荘町条例第14号）の一部を次のとおり改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

占用物件の種類		単位	占用料
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	670円
	第2種電柱		1,000円
	第3種電柱		1,400円
	第1種電話柱		600円
	第2種電話柱		960円
	第3種電話柱		1,300円
	その他の柱類		60円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき	6円
	地下に設ける電線その他の線類	1年	4円
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	590円
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	360円
	変圧塔その他これに類するものおよび公衆電話所	1個につき1年	1,200円
	郵便差出箱および信書便差出箱		500円
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	1,900円
	その他のもの	占用面積1平方メートル	1,200円

				ルにつき1年	
法第32	外径が0.07メートル未満のもの			長さ1メートルにつき	25円
条第1項	外径が0.07メートル以上0.1			1年	36円
第2号に	メートル未満のもの				
掲げる物	外径が0.1メートル以上0.15				54円
件	メートル未満のもの				
	外径が0.15メートル以上0.2				72円
	メートル未満のもの				
	外径が0.2メートル以上0.3メ				110円
	ートル未満のもの				
	外径が0.3メートル以上0.4メ				140円
	ートル未満のもの				
	外径が0.4メートル以上0.7メ				250円
	ートル未満のもの				
	外径が0.7メートル以上1メート				360円
	ル未満のもの				
	外径が1メートル以上のもの				720円
法第32	自動運行	法第2条	地下に設けるもの		4円
条第1項	補助施設	第2項第			
第3号に		5号に規			
掲げる施		定する自			
設		動運行装			
		置による	その他のもの		12円
		検知の対			
		象として			
		設置する			
		導線その			
		他導線			
		道路の構造又は交通の状況	1本につき1本		960円
		を表示する標示柱その他の			
		柱類			

		その他のもの	上空に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	600円
			地下に設けるもの		360円
	その他のもの				1,200円
法第32条第1項第4号に掲げる施設					1,200円
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街および地下室	階数が1のもの		Aに0.004を乗じて得た額	
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの		Aに0.008を乗じて得た額	
	上空に設ける通路		950円		
	地下に設ける通路		570円		
その他のもの		1,200円			
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき	1日	19円
	その他のもの			1月	190円
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「政令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの		表示面積1平方メートルにつき1月	190円
		その他のもの		表示面積1平方メートルにつき1年	1,900円
	標識				1本につき1年
	旗ざお	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの		1本につき1日	19円
		その他のもの		1本につき1月	190円
	幕（政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるもの	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの		その面積1平方メートルにつき1日	19円

	を除く。)	その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	190円
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	1,900円
		その他のもの		950円
政令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートルにつき1年	1,200円
政令第7条第3号に掲げる施設				Aに0.034を乗じて得た額
政令第7条第4号に掲げる工事用施設および同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートルにつき1月	190円
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物および同条第7号に掲げる施設				120円
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上または高架の道路の路面下に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.013を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.018を乗じて得た額
	段数が1のもの			Aに0.004を乗じて得た額
	段数が2のもの			Aに0.006を乗じて得た額
	段数が3以上のもの			Aに0.008を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.026を乗じて得た額
政令第7条第9号に掲げる施設	建築物	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.017を乗じて得た額
				Aに0.012を乗じて得た額
政令第7条第10号に掲げる施設および自動車駐車場	建築物			Aに0.024を乗じて得た額

	その他のもの	Aに0.012を 乗じて得た額
政令第7条第11号に掲げる 応急仮設建築物	トンネルの上または 高架の道路の路面 下に設けるもの	Aに0.017を 乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに0.024を 乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.034を 乗じて得た額
政令第7条第12号に掲げる器具		Aに0.026を 乗じて得た額
政令第7条第13号に掲げる 施設	トンネルの上または 高速自動車国道 もしくは自動車専用 道路（高架のもの に限る）の路面 下に設けるもの	Aに0.017を 乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに0.024を 乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.034を 乗じて得た額
政令第7条第14号及び第15号 に掲げる施設		Aに0.034を 乗じて得た額

注

- 1 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下注1において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条または5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 2 第1種電話柱とは電話柱（電話その他の通信または放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該

電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下注2において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条または5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。

3 共架電線とは、電柱または電話柱を設置する者以外の者が当該電柱または電話柱に設置する電線をいうものとする。

4 表示面積とは、広告塔または看板の表示部分の面積をいうものとする。

5 Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。

6 表示面積、占用面積、もしくは占用物件の面積もしくは長さが0.01平方メートルもしくは0.01メートル未満であるとき、またはこれらの面積もしくは長さに0.01平方メートルもしくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積もしくは全長またはその端数の面積もしくは長さを切り捨てて計算するものとする。

7 1件の占用許可について算定した各年度の占用料の額が100円に満たない場合は、当該占用料の額を100円とするものとする。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。